

令和7年度における防災基本計画及び消防庁防災業務計画の修正について

防災課

令和6年1月1日に発生した能登半島地震及び令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災等を踏まえ、本年7月1日に中央防災会議が開催され、防災基本計画の変更が決定されるとともに、本年8月29日付で消防庁防災業務計画の修正（「第Ⅲ部 地方公共団体における地域防災計画の作成の基準」の修正を含む。）を行いました。

各地方公共団体におかれましては、災害対策基本法第40条及び第42条の規定に基づき、両計画の修正事項を踏まえて、地域防災計画を見直していただくようお願いします。

なお、防災基本計画の全文については、内閣府のホームページ（<https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>）に、また、消防庁防災業務計画の全文については消防庁のホームページ（<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/07gyoumukeikaku.pdf>）に掲載していますのでご参照ください。

以下では、両計画の修正事項のうち、消防防災分野の主要なものについて概説します。

（1）能登半島地震を踏まえた修正

① 消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携

消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図ることについて定めました。

② 輪島市大規模火災を踏まえた研究開発の体制の整備

地震等の災害発生時における円滑な消火活動、人命救助活動等に資するよう、官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発や、市街地火災による被害を抑制するための研究開発を推進することについて定めました。

③ 津波浸水想定を勘案した消防体制の整備

津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、都道府県や市町村の防災担当部局等と連携し、消防計画の見直しを行うことにより、消防力の強化を図ることについて定めました。

（2）岩手県大船渡市等における林野火災を踏まえた修正

① 広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化

林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を行うことを定めました。

さらに、少雨や乾燥・強風等の気象状況に応じた林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令、住民等に対する注意喚起、警戒パトロール等も含めた防火指導の強化や火の使用制限の徹底等の対応を行うことについて定めました。

② 林野火災発生時における地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備

消防機関による、消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の見直し等を含む効果的な消火活動体制整備に関すること及び、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生に係る消防機関からの他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊への情報共有及び早期の応援要請を行うこと等について定めました。

さらに、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のための、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材や、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材等の整備を行うこと等について定めました。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525